

議案第38号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

尾道市長 平谷 祐宏

提案理由

辺地における公共的施設を整備するため、細島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものである。

総 合 整 備 計 画 書

広島県尾道市因島重井町細島辺地
(辺地の人口54人、面積0.76km²)

1 辺地の状況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 尾道市因島重井町浜田、要谷、備国谷、大浦、藪ヶ谷、大口細、寺之俊及び北浦
- (2) 辺地の中心の位置 尾道市因島重井町浜田7020番地
- (3) 辺地度点数 166点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

細島は、因島の北西1kmに位置する離島です。細島には教育機関、医療機関、郵便局、福祉施設及び商業施設がなく、生活機能の多くを対岸の因島に依存しています。

細島と対岸の因島とを結ぶ公共交通機関は、唯一尾道市が運航する細島～西浜航路のみですが、旅客フェリーは平成10年に建造され、老朽化しており、将来にわたって安定的に航路を確保していくことが課題となっています。

地域住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関を継続的に確保するため、新たに旅客フェリーを建造し、地域の生活環境の維持及び向上に努めます。

3 公共的施設の整備計画

平成26年度及び平成27年度の2年間

(単位：千円)

区分 施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設 渡船施設 (旅客フェリー)	尾道市	178,020	95,700	82,320	77,800
合 計		178,020	95,700	82,320	77,800

議案第39号

尾道市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、尾道市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市過疎地域自立促進計画（平成22年9月22日策定）の一部を次のように変更する。

2 産業の振興（3）計画の表1の部（8）の款に次のように加える。

道の駅整備事業	尾道市	御調町地域
---------	-----	-------

7 教育の振興（3）計画の表6の部（3）の款西コミュニティ屋体改修事業の項の次に次のように加える。

御調ソフトボール球場整備事業	尾道市	御調町地域
----------------	-----	-------

提案理由

過疎地域の自立促進のため、尾道市過疎地域自立促進計画に道の駅整備事業及び御調ソフトボール球場整備事業を追加するものである。

議案第39号 尾道市過疎地域自立促進計画の変更について

尾道市過疎地域自立促進計画 新旧対照表

(傍線の部分は変更部分)

旧					新				
2 産業の振興 (1)・(2) 略 (3) 計画 事業計画 (平成22年度～27年度)					2 産業の振興 (1)・(2) 略 (3) 計画 事業計画 (平成22年度～27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業 の振興	略	略	略	略	1 産業 の振興	略	略	略	略
	(8) 観光 又レリ エシ ン	尾道ふれ あい事業 あいの湯 整備事業 循環ポン プ修繕等	尾道市	御調町 地域		(8) 観光 又レリ エシ ン	尾道ふれ あい事業 あいの湯 整備事業 循環ポン プ修繕等	尾道市	御調町 地域
		瀬戸田港 再生事業 港湾ビ ル整備 及び周 辺整備	尾道市	瀬戸田 町地域			瀬戸田港 再生事業 港湾ビ ル整備 及び周 辺整備	尾道市	瀬戸田 町地域
		サンセツ ビーチ 整備事業 既存施 設改修等	尾道市	瀬戸田 町地域			サンセツ ビーチ 整備事業 既存施 設改修等	尾道市	瀬戸田 町地域
		歩行者ネ ットワー ク整備事 業 潮音山 公園総 案内板・サ イ ン整備 (再掲)	尾道市	瀬戸田 町地域			歩行者ネ ットワー ク整備事 業 潮音山 公園総 案内板・サ イ ン整備 (再掲)	尾道市	瀬戸田 町地域
		街並景観 整備事業 本町・ 御幸町線 景観整備 (再掲)	尾道市	瀬戸田 町地域			街並景観 整備事業 本町・ 御幸町線 景観整備 (再掲)	尾道市	瀬戸田 町地域
		略	略	略		略	道の駅整 備事業	尾道市	御調町 地域
	略	略	略	略	略	略	略	略	

7 教育の振興

(1)・(2) 略

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主体	備 考
6 教育 の振興	略	略	略	略
	(3) 集会 施設、 体育 施設 等 集会 施設	集会所整 備事業	尾道市	瀬戸田 町地域
		南地区体 育館整備 事業	尾道市	瀬戸田 町地域
		西コミ ニティ 二体改 修事 業	尾道市	瀬戸田 町地域
	その 他	サンセ ット 整備 事業 既存 施設 改修 等 (再 掲)	尾道市	瀬戸田 町地域
		瀬戸田 町海 洋セ ンタ ー 整備 事 業	尾道市	瀬戸田 町地域
		瀬戸田 市民 会館 整備 事業	尾道市	瀬戸田 町地域

7 教育の振興

(1)・(2) 略

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主体	備 考
6 教育 の振興	略	略	略	略
	(3) 集会 施設、 体育 施設 等 集会 施設	集会所整 備事業	尾道市	瀬戸田 町地域
		南地区体 育館整備 事業	尾道市	瀬戸田 町地域
		西コミ ニティ 二体改 修事 業	尾道市	瀬戸田 町地域
	その 他	御調ソ フト ボール 球場 整備 事業	尾道市	御調 町 地域
		サンセ ット 整備 事業 既存 施設 改修 等 (再 掲)	尾道市	瀬戸田 町地域
		瀬戸田 町海 洋セ ンタ ー 整備 事 業	尾道市	瀬戸田 町地域
	瀬戸田 市民 会館 整備 事業	尾道市	瀬戸田 町地域	

議案第40号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

小・中学校	講師	県に準ずる額の範囲内で、別に市長が定める額
-------	----	-----------------------

を

小・中学校	講師	県に準ずる額の範囲内で、別に市長が定める額
	授業アシスタント	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	スクールソーシャルワーカー	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	学校図書館司書	職務の内容に応じて、別に市長が定める額

に改め、同表嘱託医の項の次に次のように加える。

夜間救急診療所	診療所長	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	副診療所長	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	診療所医師	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	診療所薬剤師	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	診療所看護師	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
	診療所事務員	職務の内容に応じて、別に市長が定める額

別表中

	適応指導教室	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
--	--------	---------------------

を

	適応指導教室	月額 171,000円
--	--------	-------------

に改め、同表ファミリー・サポートアドバイザーの項の次に次のように加える。

保育指導員	月額 179,000円
学校経営アドバイザー	月額 207,000円
教育指導アドバイザー	月額 124,000円

別表嘱託みつぎ子ども図書館長の項の次に次のように加える。

嘱託因島図書館長	月額 203,000円
----------	-------------

別表嘱託美術館員の項の次に次のように加える。

嘱託圓鋳勝三彫刻美術館長	月額 203,000円
--------------	-------------

別表嘱託児童厚生員の項の次に次のように加える。

放課後子ども教室推進コーディネーター	月額 150,000円
中央公民館事務嘱託員	月額 150,000円

別表尾道千光寺山索道事業従事嘱託員の項を削り、同表嘱託建築構造士の項を次のように改める。

嘱託建築士	月額 189,000円
-------	-------------

別表建築指導事務嘱託員の項の次に次のように加える。

嘱託工事検査員	月額 219,000円
---------	-------------

別表中

本因坊秀策囲碁記念館嘱託館長	月額 223,000円
----------------	-------------

を

嘱託本因坊秀策囲碁記念館館長	月額 130,000円
嘱託本因坊秀策囲碁記念館副館長	月額 120,000円
嘱託本因坊秀策囲碁記念館指導員	月額 150,000円

に改め、同表市民課事務嘱託員の項中「市民課事務嘱託員」を「戸籍住民基本台帳等事務嘱託員」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤の職員の設置及びその報酬の額等を定めるための条例改正である。

略	略
嘱託みつぎ子ども図書館長	月額 203,000円
略	略
嘱託美術館員	月額 150,000円
略	略
嘱託児童厚生員	月額 160,000円
略	略
尾道千光寺山索道事業従事嘱託員	月額 150,000円
診療報酬明細書点検事務嘱託員	月額 150,000円
略	略
嘱託建築構造士	職務の内容に応じて、別に市長が定める額
建築指導事務嘱託員	月額 150,000円
略	略
本因坊秀策囲碁記念館嘱託館長	月額 223,000円
略	略
市民課事務嘱託員	1勤 月額 75,000円 2勤 月額 100,000円 3勤 月額 125,000円 4勤 月額 150,000円
略	略

教育指導アドバイザー	月額 124,000円
略	略
嘱託みつぎ子ども図書館長	月額 203,000円
嘱託因島図書館長	月額 203,000円
略	略
嘱託美術館員	月額 150,000円
嘱託岡鍔勝三彫刻美術館長	月額 203,000円
略	略
嘱託児童厚生員	月額 160,000円
放課後子ども教室推進コーディネーター	月額 150,000円
中央公民館事務嘱託員	月額 150,000円
略	略
診療報酬明細書点検事務嘱託員	月額 150,000円
略	略
嘱託建築士	月額 189,000円
建築指導事務嘱託員	月額 150,000円
嘱託工事検査員	月額 219,000円
略	略
嘱託本因坊秀策囲碁記念館館長	月額 130,000円
嘱託本因坊秀策囲碁記念館副館長	月額 120,000円
嘱託本因坊秀策囲碁記念館指導員	月額 150,000円
略	略
戸籍住民基本台帳等事務嘱託員	1勤 月額 75,000円 2勤 月額 100,000円 3勤 月額 125,000円 4勤 月額 150,000円
略	略

議案第41号

尾道市消防長及び消防署長の資格を定める条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市消防長及び消防署長の資格を定める条例案

条例第 号

尾道市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者に

については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(尾道市消防長の任命資格を定める条例の廃止)
- 2 尾道市消防長の任命資格を定める条例(平成22年条例第28号)は、廃止する。

提案理由

消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格の基準を政令で定める基準を参酌して定めるための条例制定である。

議案第 4 2 号

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営駐車場設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 久保駐車場の項中「2 0 0 円」を「2 1 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「2, 4 7 0 円」に改め、同表久保駐車場（屋上及び 3 階に限る。）の項中「1 0, 5 0 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「1 2, 6 0 0 円」を「1 2, 9 6 0 円」に改める。

別表第 5 新尾道駅南駐車場の項中「1, 2 6 0 円」を「1, 3 0 0 円」に改め、同表新尾道駅北駐車場の部一般利用 全日の項中「1, 2 6 0 円」を「1, 3 0 0 円」に改め、同部定期利用（継続的に専属する場合）の項中「9, 4 5 0 円」を「9, 7 2 0 円」に改め、同表新尾道駅北第二駐車場の項中「1, 2 6 0 円」を「1, 3 0 0 円」に改め、同表東尾道駅前駐車場の部一般利用 午前 5 時から午前 0 時までの項中「2 0 0 円」を「2 1 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「2, 0 6 0 円」に改め、同部一般利用 午前 0 時から午前 5 時までの項中「2, 0 0 0 円」を「2, 0 6 0 円」

に改め、同部定期利用（継続的に専属する場合）の項中「5, 250円」を「5, 400円」に改め、同表ベルポール駐車場の部一般利用 全日の項中「200円」を「210円」に、「2, 400円」を「2, 470円」に改め、同部定期利用（継続的に専属する場合）の項中「12, 000円」を「12, 340円」に、「15, 000円」を「15, 430円」に改め、同表中央駐車場の部専属利用（継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで）の項中「7, 210円」を「7, 420円」に改め、同部専属利用（継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで）の項中「4, 430円」を「4, 560円」に改め、同表長崎駐車場の部専属利用（継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで）の項中「6, 180円」を「6, 360円」に改め、同部専属利用（継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで）の項中「3, 610円」を「3, 710円」に改める。

別表第7中

59,000円
60,900円
108,500円
294,000円
19,950円
13,650円
14,700円
18,900円
16,800円
15,750円
13,650円
13,650円
9,450円
12,600円

を
「

60,690円
62,640円
111,600円
302,400円
20,520円
14,040円
15,120円
19,440円
17,280円
16,200円
14,040円
14,040円
9,720円
12,960円

に改める。

別表第8 その他の駐車場施設の項中「1円50銭」を「1円54銭」に改める。

別表第9中

「

840円	1,000円	1,260円	1,840円	2,260円	2,790円	500円
460円	550円	690円	1,010円	1,240円	1,530円	300円
550円	660円	820円	1,210円	1,480円	1,820円	400円

」

を

「

860円	1,030円	1,300円	1,890円	2,320円	2,870円	510円
470円	570円	710円	1,040円	1,280円	1,570円	310円
570円	680円	840円	1,240円	1,520円	1,870円	410円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の規定(同表久保駐車場(屋上及び3階に限る。))の項に係る部分を除く。)及び別表第5の規定(同表新尾道駅北駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表東尾道駅前駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表ベルポール駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表中央駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分並びに同表長崎駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分を除く。)は、入庫の日時にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に精算を行う使用料又は利用料金の全額について適用する。
- 3 改正後の別表第4の規定(同表久保駐車場(屋上及び3階に限る。))の項に係る部分に限る。)、別表第5の規定(同表新尾道駅北駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表東尾道駅前駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表ベルポール駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表中央駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分並びに同表長崎駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分に限る。)及び別表第7から別表第9までの規定は、施行日以後に行う使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前に行う使用又は利用

の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、市営駐車場の使用料及び利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第42号 尾道市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する
 条例案について

尾道市営駐車場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第4(第6条関係)				別表第4(第6条関係)			
名称	利用の区分及び時間	使用料(駐車区分1区画につき)	備考	名称	利用の区分及び時間	使用料(駐車区分1区画につき)	備考
久保駐車場	一般使用 全日	入庫から1時間まで <u>200円</u> その後の30分ごとに <u>100円</u> ただし、24時間ごとに <u>2,400円</u> を限度とする。	1 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2 その後の30分未満の端数は、30分とする。	久保駐車場	一般使用 全日	入庫から1時間まで <u>210円</u> その後の30分ごとに <u>100円</u> ただし、24時間ごとに <u>2,470円</u> を限度とする。	1 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2 その後の30分未満の端数は、30分とする。
久保駐車場(屋上及び3階に限る。)	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき 屋上 <u>10,500円</u> 3階 <u>12,600円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。	久保駐車場(屋上及び3階に限る。)	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき 屋上 <u>10,800円</u> 3階 <u>12,960円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
別表第5(第6条関係)				別表第5(第6条関係)			
名称	利用の区分及び時間	利用料金(駐車区分1区画につき)	備考	名称	利用の区分及び時間	利用料金(駐車区分1区画につき)	備考
新尾道駅南駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで <u>140円</u> その後の30分ごとに <u>70円</u> ただし、24時間ごとに <u>1,260円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。	新尾道駅南駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで <u>140円</u> その後の30分ごとに <u>70円</u> ただし、24時間ごとに <u>1,300円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。

新尾道駅北駐車場	一般利用 全日	入庫から1時間まで 140円 その後の30分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに <u>1,260円</u> を限度とする。	1. 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2. その後の30分未満の端数は、30分とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき <u>9,450円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
新尾道駅北第二駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで 140円 その後の30分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに <u>1,260円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	東尾道駅前駐車場	一般利用 午前5時から午前0時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで <u>200円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,000円</u> を限度とする。
東尾道駅前駐車場	一般利用 午前0時から午前5時まで	1時間ごとに 50円 ただし、24時間ごとに <u>2,000円</u> を限度とする。	1時間未満の端数は、1時間とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき <u>5,250円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
	一般利用		

新尾道駅北駐車場	一般利用 全日	入庫から1時間まで 140円 その後の30分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに <u>1,300円</u> を限度とする。	1. 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2. その後の30分未満の端数は、30分とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき <u>9,720円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
新尾道駅北第二駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで 140円 その後の30分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに <u>1,300円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	東尾道駅前駐車場	一般利用 午前5時から午前0時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで <u>210円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,060円</u> を限度とする。
東尾道駅前駐車場	一般利用 午前0時から午前5時まで	1時間ごとに 50円 ただし、24時間ごとに <u>2,060円</u> を限度とする。	1時間未満の端数は、1時間とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき <u>5,400円</u>	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
	一般利用		

ペル ポ ール 駐 車 場	一般利 用 全日	入庫から1時間 まで <u>200円</u> その後の30分ご とに <u>100円</u> ただし、24時 間ごとに <u>2,400</u> 円を限度とす る。	1 入庫から1 時間未満ま での端数は、 1時間とす る。 2 その後の30 分未満の端 数は、30分と する。
	定期利 用(継続 的に専 属する 場合)	1か月につき マンション入居 者 <u>12,000円</u> その他 <u>15,000</u> 円	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
略	略	略	略
中央 駐 車 場	略	略	略
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午前7時 から午 後10時 まで)	1か月につき <u>7,210円</u>	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午後5時 から翌 日午前8 時まで)	1か月につき <u>4,430円</u>	
長崎 駐 車 場	略	略	略
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午前7時 から午 後10時 まで)	1か月につき <u>6,180円</u>	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午後5時 から翌 日午前8 時まで)	1か月につき <u>3,610円</u>	

別表第7(第17条関係)

ペル ポ ール 駐 車 場	一般利 用 全日	入庫から1時間 まで <u>210円</u> その後の30分ご とに <u>100円</u> ただし、24時 間ごとに <u>2,470</u> 円を限度とす る。	1 入庫から1 時間未満ま での端数は、 1時間とす る。 2 その後の30 分未満の端 数は、30分と する。
	定期利 用(継続 的に専 属する 場合)	1か月につき マンション入居 者 <u>12,340円</u> その他 <u>15,430</u> 円	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
略	略	略	略
中央 駐 車 場	略	略	略
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午前7時 から午 後10時 まで)	1か月につき <u>7,420円</u>	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午後5時 から翌 日午前8 時まで)	1か月につき <u>4,560円</u>	
長崎 駐 車 場	略	略	略
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午前7時 から午 後10時 まで)	1か月につき <u>6,360円</u>	利用期間に1か 月未満の端数 を生じた場合 は、1か月とし て計算する。
	専属利 用(継続 的に専 属する 場合で 午後5時 から翌 日午前8 時まで)	1か月につき <u>3,710円</u>	

別表第7(第17条関係)

区分		1か月の利用料金上限額
中央 駐車 場	店舗1号	59,000円
	店舗2号	60,900円
	賃貸事務所	108,500円
長崎 駐車 場	バスセンター	294,000円
	店舗1号	19,950円
	店舗2号	13,650円
	店舗3号	14,700円
	店舗4号	18,900円
	店舗5号	16,800円
	店舗6号	15,750円
	店舗7号	13,650円
	店舗8号	13,650円
	店舗9号	9,450円
店舗10号	12,600円	

別表第8(第17条関係)

区分	単位	利用料金上限額
その他の駐 車場施設	1平方メートルに つき1日	1円50銭

備考 略

別表第9(第17条関係)

利用料金上限額

区分	8時3 0分 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	18時 から 22時 まで	8時3 0分 から 17時 まで	13時 から 22時 まで	全日	冷暖 房設 備(4 時間 まで ごと に)
多目 的ホ ール	840 円	1,000 円	1,260 円	1,840 円	2,260 円	2,790 円	500 円
会議 室	460 円	550円	690 円	1,010 円	1,240 円	1,530 円	300 円
物産 エリ ア	550 円	660円	820 円	1,210 円	1,480 円	1,820 円	400 円

区分		1か月の利用料金上限額
中央 駐車 場	店舗1号	60,690円
	店舗2号	62,640円
	賃貸事務所	111,600円
長崎 駐車 場	バスセンター	302,400円
	店舗1号	20,520円
	店舗2号	14,040円
	店舗3号	15,120円
	店舗4号	19,440円
	店舗5号	17,280円
	店舗6号	16,200円
	店舗7号	14,040円
	店舗8号	14,040円
	店舗9号	9,720円
店舗10号	12,960円	

別表第8(第17条関係)

区分	単位	利用料金上限額
その他の駐 車場施設	1平方メートルに つき1日	1円54銭

備考 略

別表第9(第17条関係)

利用料金上限額

区分	8時3 0分 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	18時 から 22時 まで	8時3 0分 から 17時 まで	13時 から 22時 まで	全日	冷暖 房設 備(4 時間 まで ごと に)
多目 的ホ ール	860 円	1,030 円	1,300 円	1,890 円	2,320 円	2,870 円	510 円
会議 室	470 円	570円	710 円	1,040 円	1,280 円	1,570 円	310 円
物産 エリ ア	570 円	680円	840 円	1,240 円	1,520 円	1,870 円	410 円

議案第 4 3 号

尾道市営専用駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市営専用駐車場設置及び管理条例の一部を
改正する条例案

条例第 号

尾道市営専用駐車場設置及び管理条例の一部を
改正する条例

尾道市営専用駐車場設置及び管理条例（昭和 4 4 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「6, 9 3 0 円」を「7, 1 3 0 円」に、「5, 0 4 0 円」を「5, 1 8 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、市営専用駐車場の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第43号 尾道市営専用駐車場設置及び管理条例の一部を改正
する条例案について

尾道市営専用駐車場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
<p>(使用料)</p> <p>第7条 駐車場の使用料は、1つの駐車区分につき次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道市営西久保駐車場</td> <td style="text-align: right;"><u>6,930円</u></td> </tr> <tr> <td>尾道市営栗原東二丁目駐車場</td> <td style="text-align: right;"><u>5,040円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	区分	使用料(月額)	尾道市営西久保駐車場	<u>6,930円</u>	尾道市営栗原東二丁目駐車場	<u>5,040円</u>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 駐車場の使用料は、1つの駐車区分につき次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道市営西久保駐車場</td> <td style="text-align: right;"><u>7,130円</u></td> </tr> <tr> <td>尾道市営栗原東二丁目駐車場</td> <td style="text-align: right;"><u>5,180円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	区分	使用料(月額)	尾道市営西久保駐車場	<u>7,130円</u>	尾道市営栗原東二丁目駐車場	<u>5,180円</u>
区分	使用料(月額)												
尾道市営西久保駐車場	<u>6,930円</u>												
尾道市営栗原東二丁目駐車場	<u>5,040円</u>												
区分	使用料(月額)												
尾道市営西久保駐車場	<u>7,130円</u>												
尾道市営栗原東二丁目駐車場	<u>5,180円</u>												

議案第 4 4 号

尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例の一部を改正する
条例案を次のとおり提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例の一部
を改正する条例案

条例第 号

尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例の一部
を改正する条例

尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例（平成 1 0 年条例
第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表一般使用平日（市役所開庁日） 全日の項及び一般
使用休日（市役所閉庁日） 全日の項中「2 0 0 円」を「2
1 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「2, 4 7 0 円」に改め、
同表専用使用（イベント用）の項中「1, 0 0 0 円」を「1,
0 3 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定（同表専用使用（イベント用）の
項に係る部分を除く。）は、入庫の日時にかかわらず、
この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に
精算を行う使用料の全額について適用する。

3 改正後の別表の規定（同表専用使用（イベント用）の

項に係る部分に限る。) は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、庁舎南駐車場の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第44号 尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例の一部を改正
する条例案について

尾道市庁舎南駐車場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
使用の区分及び時間	使用料(駐車区分1区画につき)	備考	使用の区分及び時間	使用料(駐車区分1区画につき)	備考
一般使用 平日(市役所 開庁日) 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで <u>200円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,400円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。	一般使用 平日(市役所 開庁日) 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで <u>210円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,470円</u> を限度とする。	その後の30分未満の端数は、30分とする。
一般使用 休日(市役所 閉庁日) 全日	入庫から1時間まで <u>200円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,400円</u> を限度とする。	1 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2 その後の30分未満の端数は、30分とする。	一般使用 休日(市役所 閉庁日) 全日	入庫から1時間まで <u>210円</u> その後の30分ごとに 100円 ただし、24時間ごとに <u>2,470円</u> を限度とする。	1 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2 その後の30分未満の端数は、30分とする。
専用使用(イベント用)	駐車区分1区画につき、1日単位(24時間)ごとに <u>1,000円</u>		専用使用(イベント用)	駐車区分1区画につき、1日単位(24時間)ごとに <u>1,030円</u>	

議案第45号

公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例案

条例第 号

公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例（平成23年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立大学法人尾道市立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの及び法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。

第2条の見出しを「(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの）

第2条 法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるものは、次に掲げる財産とする。

(1) 市からの出資に係る財産

- (2) 市からの支出に係る財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円以上のもの

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正により、出資等に係る不要財産を処分しなければならないとされたことに伴い、処分の対象となる財産の範囲を定めるための条例改正である。

議案第45号 公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例案について

公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものとする。</u></p> <p>(重要な財産)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、公立大学法人尾道市立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの及び法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。</u></p> <p>(法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの)</p> <p><u>第2条 法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるものは、次に掲げる財産とする。</u></p> <p>(1) 市からの出資に係る財産</p> <p>(2) 市からの支出に係る財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円以上のもの</p> <p>(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p>第3条 略</p>

議案第 4.6 号

サンボル尾道設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

サンボル尾道設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

サンボル尾道設置及び管理条例の一部を改正する条例

サンボル尾道設置及び管理条例（平成 15 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中

600	800	1,000	1,900
1,200	1,600	2,000	3,800
1,100	1,200	1,600	2,900
2,200	2,400	3,200	5,800
1,000	1,200	1,500	2,800
2,000	2,400	3,000	5,600
600	800	1,000	1,900
1,200	1,600	2,000	3,800
1,000	1,200	1,500	2,800
2,000	2,400	3,000	5,600
3,200	4,100	5,000	9,200
6,400	8,200	10,000	18,400
900	1,100	1,100	2,400
1,800	2,200	2,200	4,800

を
「

610	820	1,020	1,950
1,230	1,640	2,050	3,900
1,130	1,230	1,640	2,980
2,260	2,460	3,290	5,960
1,020	1,230	1,540	2,880
2,050	2,460	3,080	5,760
610	820	1,020	1,950
1,230	1,640	2,050	3,900
1,020	1,230	1,540	2,880
2,050	2,460	3,080	5,760
3,290	4,210	5,140	9,460
6,580	8,430	10,280	18,920
920	1,130	1,130	2,460
1,850	2,260	2,260	4,930

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、サンボル尾道の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第46号 サンボル尾道設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

サンボル尾道設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新							
別表(第8条関係) サンボル尾道使用料 (単位:円)						別表(第8条関係) サンボル尾道使用料 (単位:円)							
名称	使用区分	午前9時~12時	午後12時~17時	夜間17時~21時	全日9時~21時	冷暖房(1時間につき)	名称	使用区分	午前9時~12時	午後12時~17時	夜間17時~21時	全日9時~21時	冷暖房(1時間につき)
研修室(1)	(2)共通	600	800	1,000	1,900	300	研修室(1)	(2)共通	<u>610</u>	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>1,950</u>	300
		<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>	<u>3,800</u>				<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>2,050</u>	<u>3,900</u>	
会議室(1)		1,100	1,200	1,600	2,900		会議室(1)		<u>1,130</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>2,980</u>	
		<u>2,200</u>	<u>2,400</u>	<u>3,200</u>	<u>5,800</u>				<u>2,260</u>	<u>2,460</u>	<u>3,290</u>	<u>5,960</u>	
会議室(2)		1,000	1,200	1,500	2,800		会議室(2)		<u>1,020</u>	<u>1,230</u>	<u>1,540</u>	<u>2,880</u>	
		<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>3,000</u>	<u>5,600</u>				<u>2,050</u>	<u>2,460</u>	<u>3,080</u>	<u>5,760</u>	
視聴覚室		600	800	1,000	1,900		視聴覚室		<u>610</u>	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>1,950</u>	
		<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>	<u>3,800</u>				<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>2,050</u>	<u>3,900</u>	
教養文化室		1,000	1,200	1,500	2,800		教養文化室		<u>1,020</u>	<u>1,230</u>	<u>1,540</u>	<u>2,880</u>	
		<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>3,000</u>	<u>5,600</u>				<u>2,050</u>	<u>2,460</u>	<u>3,080</u>	<u>5,760</u>	
体育室	会議等に使用	3,200	4,100	5,000	9,200		体育室	会議等に使用	<u>3,290</u>	<u>4,210</u>	<u>5,140</u>	<u>9,460</u>	
		<u>6,400</u>	<u>8,200</u>	<u>10,000</u>	<u>18,400</u>				<u>6,580</u>	<u>8,430</u>	<u>10,280</u>	<u>18,920</u>	
	スポーツに使用・片面につき	900	1,100	1,100	2,400			スポーツに使用・片面につき	<u>920</u>	<u>1,130</u>	<u>1,130</u>	<u>2,460</u>	
		<u>1,800</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>4,800</u>				<u>1,850</u>	<u>2,260</u>	<u>2,260</u>	<u>4,930</u>	
略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略		
備考 略						備考 略							

議案第47号

尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「36,750円」を「37,800円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御調町防災行政無線の戸別受信機を規定台数を超えて設置する際の負担金の額を改めるための条例改正である。

議案第47号 尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(受信機の設置)</p> <p>第5条 受信機は、次に掲げるものに対し、1台を設置するものとする。ただし、特別な事情があるものについては、設置しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により設置された受信機の台数を超えて受信機の設置を希望するものその他市長が必要と認めるものに対しては、1台につき<u>36,750円</u>の負担金を納付させ、受信機を設置することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(受信機の設置)</p> <p>第5条 受信機は、次に掲げるものに対し、1台を設置するものとする。ただし、特別な事情があるものについては、設置しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により設置された受信機の台数を超えて受信機の設置を希望するものその他市長が必要と認めるものに対しては、1台につき<u>37,800円</u>の負担金を納付させ、受信機を設置することができる。</p> <p>4 略</p>

議案第48号

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「438円」を「451円」に改め、同項第2号中「487円」を「502円」に改め、同項第3号中「512円」を「528円」に改め、同項第4号中「550円」を「566円」に改め、同項第5号中「412円」を「424円」に改める。

第18条第2項第1号中「2,141円」を「2,202円」に改める。

別表第1中

「

36円
46円

」を「

37円
47円

」に改める。

別表第2収集、運搬の項中「2,039円」を「2,097円」に改め、同表処分の項中「1,427円」を「1,467円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条第2項第1号から第5号まで、第18条第2項第1号、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う処理の手数料について適用し、同日前に行う処理の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、液状一般廃棄物及び粗大ごみの処理の手数料の額を改めるための条例改正である。

議案第48号 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例案について

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新				
<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に定める額の合計額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) ポンプ車のホースの長さが40メートルまでの場合 36リットルにつき(36リットルを超える場合において、その端数が18リットル未満のときは切り捨て、18リットル以上のときは、36リットルに切り上げる。以下同じ。) <u>438円</u></p> <p>(2) ポンプ車のホースの長さが40メートルを超え90メートルまでの場合 36リットルにつき <u>487円</u></p> <p>(3) ポンプ車のホースの長さが90メートルを超え150メートルまでの場合 36リットルにつき <u>512円</u></p> <p>(4) ポンプ車のホースの長さが150メートルを超える場合 36リットルにつき <u>550円</u></p> <p>(5) 前各号の規定にかかわらず、常時100人以上の者を雇用又は収容する工場、会社、病院、学校及びアパートその他これらに準ずるもの場合 36リットルにつき <u>412円</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(事業系一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 粗大ごみの破碎処分又は剪断処分の場合 1立方メートル当たり<u>2,141円</u>の割合で計算するものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1(第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">液状一般廃棄物処理手数料加算一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を加算する場合</td> <td style="width: 50%;">加算額</td> </tr> </table>	手数料を加算する場合	加算額	<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に定める額の合計額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) ポンプ車のホースの長さが40メートルまでの場合 36リットルにつき(36リットルを超える場合において、その端数が18リットル未満のときは切り捨て、18リットル以上のときは、36リットルに切り上げる。以下同じ。) <u>451円</u></p> <p>(2) ポンプ車のホースの長さが40メートルを超え90メートルまでの場合 36リットルにつき <u>502円</u></p> <p>(3) ポンプ車のホースの長さが90メートルを超え150メートルまでの場合 36リットルにつき <u>528円</u></p> <p>(4) ポンプ車のホースの長さが150メートルを超える場合 36リットルにつき <u>566円</u></p> <p>(5) 前各号の規定にかかわらず、常時100人以上の者を雇用又は収容する工場、会社、病院、学校及びアパートその他これらに準ずるもの場合 36リットルにつき <u>424円</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(事業系一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 粗大ごみの破碎処分又は剪断処分の場合 1立方メートル当たり<u>2,202円</u>の割合で計算するものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1(第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">液状一般廃棄物処理手数料加算一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を加算する場合</td> <td style="width: 50%;">加算額</td> </tr> </table>	手数料を加算する場合	加算額
手数料を加算する場合	加算額				
手数料を加算する場合	加算額				

略		略
遠隔地の場合	略	略
	木ノ庄町(石畦地区を除く。)全域、原田町全域及び百島町全域	36円
	御調町全域	46円

別表第2(第17条関係)

廃棄物処理手数料

区分	手数料
収集、運搬	1立方メートル当たり2,039円の割合で計算した額
処分	1立方メートル当たり1,427円の割合で計算した額

略		略
遠隔地の場合	略	略
	木ノ庄町(石畦地区を除く。)全域、原田町全域及び百島町全域	37円
	御調町全域	47円

別表第2(第17条関係)

廃棄物処理手数料

区分	手数料
収集、運搬	1立方メートル当たり2,097円の割合で計算した額
処分	1立方メートル当たり1,467円の割合で計算した額

議案第49号

尾道市営墓園・墓地条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市営墓園・墓地条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市営墓園・墓地条例の一部を改正する条例

尾道市営墓園・墓地条例（平成17年条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「4,120円」を「4,320円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にする請求に係る管理料について適用し、同日前にした請求に係る管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、墓園の管理料の額を改めるための条例改正である。

議案第49号 尾道市営墓園・墓地条例の一部を改正する条例案について

尾道市営墓園・墓地条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第3(第8条関係)		別表第3(第8条関係)	
名称	管理料	名称	管理料
因島墓園	墓所1区画につき年額4,120円	因島墓園	墓所1区画につき年額4,320円

議案第50号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例

尾道市手数料条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の部(1)の款アの項中「125,000円」を「127,000円」に、「113,000円」を「115,000円」に改め、同款イの項中「144,000円」を「146,000円」に、「129,000円」を「131,000円」に改め、同款ウの項中「207,000円」を「211,000円」に、「181,000円」を「185,000円」に改め、同款エの項中「252,000円」を「258,000円」に、「219,000円」を「224,000円」に改め、同款オの項中「276,000円」を「282,000円」に、「240,000円」を「245,000円」に改め、同款カの項中「314,000円」を「321,000円」に、「272,000円」を「278,000円」に改め、同款キの項中「390,000円」を「399,000円」に、「336,000円」を「344,000円」に改め、同部(2)の款アの項中「212,000円」を「216,000円」に、「186,000円」を「190,000円」に改め、同款イの項中「260,000円」を「266,000円」に、「227,000円」を「232,000円」に改め、同款ウの項中「398,000円」を「408,000円」に、「341,000円」を「349,000円」に改め、同款エの項中「471,000円」を「483,000円」に、「403,000円」を「413,000円」に改め、同款オの項中「568,000円」を「583,000円」に、「484,000円」を「496,000円」に改め、同款カの項中「616,000円」を「632,000円」に、「525,000円」を「538,000円」に改め、同款キの項中「712,000

円」を「731,000円」に、「607,000円」を「623,000円」に改め、同部(3)の款アの項中「171,000円」を「174,000円」に、「151,000円」を「154,000円」に改め、同款イの項中「206,000円」を「210,000円」に、「180,000円」を「183,000円」に改め、同款ウの項中「300,000円」を「307,000円」に、「260,000円」を「266,000円」に改め、同款エの項中「358,000円」を「367,000円」に、「308,000円」を「315,000円」に改め、同款オの項中「417,000円」を「427,000円」に、「358,000円」を「367,000円」に改め、同款カの項中「480,000円」を「492,000円」に、「409,000円」を「419,000円」に改め、同款キの項中「606,000円」を「622,000円」に、「511,000円」を「524,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建築物の構造計算適合性判定手数料の額を改めるための条例改正である。

議案第50号 尾道市手数料条例の一部を改正する条例案について

尾道市手数料条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第3(第2条関係) 建築物の建築確認等に関する手数料				別表第3(第2条関係) 建築物の建築確認等に関する手数料			
手数料の 名称	区分		手数料の 額(1件 (昇降機 につい ては1基) につき)	手数料の 名称	区分		手数料の 額(1件 (昇降機 につい ては1基) につき)
略	略	略	略	略	略	略	略
2 建築物の 確認申請 手数料(建 築物の構 造計算 適合性 判定が 必要な もの) 又は建 築物の 計画通 知手数料(建 築物の 構造計 算適合 性判定 が必要 なもの)	(1) 構造計 算適合性 判定を必 要とする 建築物(建 築物の一 部が構造 計算適合 性判定を 必要とす る場合に おいては、 当該部分 に限るも のとし、建 築物がエ キスパン ションジ ョイント その他の 相互に応 力を伝え ない構造 方法のみ で接して いる場合 において は、それ ぞれ別の建 築物とみ なす。以下 この項に おいて「構 造計算適 合性判定	ア 構造計算適 合性判定対象 建築物の床面 積の合計(既存 建築物の全部 又は一部を含 んで構造計算 適合性判定を 必要とする場 合においては、 当該構造計算 適合性判定の 対象となる床 面積に当該既 存建築物の床 面積を加える ものとし、確認 を受けた建築 物の計画の変 更をする場合 においては、当 該計画の変更 に伴い構造計 算適合性判定 が必要となる 建築物の床面 積をいう。以下 この項におい て同じ。)が1,0 00平方メー トル以内のもの <u>125,000円</u> (建築基準法(昭 和25年法律第2 01号)第20条第	前項の区 分に応じ 当該区分 に定める 手数料の 額に、左 の区分の 用途及び 床面積の 合計に応 じ第1号 アから第 3号キま でに掲げ る額によ り構造計 算適合性 判定対象 建築物1 棟ごとに 算定した それぞれの 額を合算 して加算 した額	2 建築物の 確認申請 手数料(建 築物の構 造計算 適合性 判定が 必要な もの) 又は建 築物の 計画通 知手数料(建 築物の 構造計 算適合 性判定 が必要 なもの)	(1) 構造計 算適合性 判定を必 要とする 建築物(建 築物の一 部が構造 計算適合 性判定を 必要とす る場合に おいては、 当該部分 に限るも のとし、建 築物がエ キスパン ションジ ョイント その他の 相互に応 力を伝え ない構造 方法のみ で接して いる場合 において は、それ ぞれ別の建 築物とみ なす。以下 この項に おいて「構 造計算適 合性判定	ア 構造計算適 合性判定対象 建築物の床面 積の合計(既存 建築物の全部 又は一部を含 んで構造計算 適合性判定を 必要とする場 合においては、 当該構造計算 適合性判定の 対象となる床 面積に当該既 存建築物の床 面積を加える ものとし、確認 を受けた建築 物の計画の変 更をする場合 においては、当 該計画の変更 に伴い構造計 算適合性判定 が必要となる 建築物の床面 積をいう。以下 この項におい て同じ。)が1,0 00平方メー トル以内のもの <u>127,000円</u> (建築基準法(昭 和25年法律第2 01号)第20条第	前項の区 分に応じ 当該区分 に定める 手数料の 額に、左 の区分の 用途及び 床面積の 合計に応 じ第1号 アから第 3号キま でに掲げ る額によ り構造計 算適合性 判定対象 建築物1 棟ごとに 算定した それぞれの 額を合算 して加算 した額

対象建築物)という。)の用途(複数の用途がある場合にあっては、床面積が最大となる用途をいう。以下この項において同じ。)が工場、自動庫車庫、倉庫その他これらに類するもので規則で定めるもの	2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、 <u>113,000円</u>)
	イ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>144,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>129,000円</u>)
	ウ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>207,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>181,000円</u>)
	エ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>252,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>219,000円</u>)
	オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面

対象建築物)という。)の用途(複数の用途がある場合にあっては、床面積が最大となる用途をいう。以下この項において同じ。)が工場、自動庫車庫、倉庫その他これらに類するもので規則で定めるもの	2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、 <u>115,000円</u>)
	イ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>146,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>131,000円</u>)
	ウ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>211,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>185,000円</u>)
	エ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>258,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>224,000円</u>)
	オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面

		積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>276,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>240,000円</u>)			積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>282,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>245,000円</u>)
		カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>314,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>272,000円</u>)			カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>321,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>278,000円</u>)
		キ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>390,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>336,000円</u>)			キ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>399,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>344,000円</u>)
(2) 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他これらに類するもので規則で定めるもの	ア	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>212,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>186,000円</u>)	(2) 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他これらに類するもので規則で定めるもの	ア	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>216,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>190,000円</u>)
	イ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>260,000円</u> (大臣		イ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>266,000円</u> (大臣

認定プログラムによるものについては、2 27,000円)

ウ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 3 98,000円(大臣認定プログラムによるものについては、3 41,000円)

エ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 4 71,000円(大臣認定プログラムによるものについては、4 03,000円)

オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 5 68,000円(大臣認定プログラムによるものについては、4 84,000円)

カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 6 16,000円(大臣認定プログラムによるもの

認定プログラムによるものについては、2 32,000円)

ウ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 4 08,000円(大臣認定プログラムによるものについては、3 49,000円)

エ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 4 83,000円(大臣認定プログラムによるものについては、4 13,000円)

オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 5 83,000円(大臣認定プログラムによるものについては、4 96,000円)

カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 6 32,000円(大臣認定プログラムによるもの

		については、 <u>525,000円</u>)
	キ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>712,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>607,000円</u>)
(3) 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他これらに類するもので規則で定めるもの	ア	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>171,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>151,000円</u>)
	イ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>206,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>180,000円</u>)
	ウ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>300,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>260,000円</u>)
	エ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,0

		については、 <u>538,000円</u>)
	キ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>731,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>623,000円</u>)
(3) 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他これらに類するもので規則で定めるもの	ア	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>174,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>154,000円</u>)
	イ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>210,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>183,000円</u>)
	ウ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>307,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては、 <u>266,000円</u>)
	エ	構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が5,0

		<p>00平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>58,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>3</u> <u>08,000円</u>)</p> <p>オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>4</u> <u>17,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>3</u> <u>58,000円</u>)</p> <p>カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>4</u> <u>80,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>4</u> <u>09,000円</u>)</p> <p>キ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>606,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>511,000円</u>)</p>		
略	略		略	略
		<p>00平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>67,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>3</u> <u>15,000円</u>)</p> <p>オ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>4</u> <u>27,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>3</u> <u>67,000円</u>)</p> <p>カ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>4</u> <u>92,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>4</u> <u>19,000円</u>)</p> <p>キ 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>622,000円</u>(大臣認定プログラムによるものについては、<u>524,000円</u>)</p>		
略	略		略	略

議案第51号

千光寺公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

千光寺公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

千光寺公園条例の一部を改正する条例

千光寺公園条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表の(1) 公園施設を設ける場合の表中「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表の(2) 公園施設を管理する場合の表中

「

15,000円以上
3,000円

」を「

15,420円以上
3,080円

」に改める。

別表の(3) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表中「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表の(4) 有料公園施設を利用する場合の表中「73,000円」を「75,080円」に改める。

別表の備考第3項中「4,000円」を「4,110円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可に係る使用料について適用し、同日前に行う許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、千光寺公園の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第51号 千光寺公園条例の一部を改正する条例案について

千光寺公園条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第16条関係)			別表(第16条関係)		
(1) 公園施設を設ける場合			(1) 公園施設を設ける場合		
公園施設の種類及び名称	単位	金額	公園施設の種類及び名称	単位	金額
展望台付設売店	1か月につき	3,000円	展望台付設売店	1か月につき	3,080円
売店、軽飲食店その他これに類するもの	1か月につき(3.3平方メートル当たり)	200円	売店、軽飲食店その他これに類するもの	1か月につき(3.3平方メートル当たり)	200円
(2) 公園施設を管理する場合			(2) 公園施設を管理する場合		
公園施設の種類及び名称	単位	金額	公園施設の種類及び名称	単位	金額
展望台付設食堂	1か月につき	15,000円以上	展望台付設食堂	1か月につき	15,420円以上
園内売店	1か月につき	3,000円	園内売店	1か月につき	3,080円
(3) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合			(3) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合		
行為	単位	金額	行為	単位	金額
露店、行商、募金その他これに類する行為	1日につき(3.3平方メートル当たり)	330円	露店、行商、募金その他これに類する行為	1日につき(3.3平方メートル当たり)	330円
業として行う写真の撮影	1日につき(カメラ1台当たり)	330円	業として行う写真の撮影	1日につき(カメラ1台当たり)	330円
千光寺公園グラウンドの占有使用	午前(9時～12時)	1,000円	千光寺公園グラウンドの占有使用	午前(9時～12時)	1,020円
	午後(12時～17時のうち3時間)			午後(12時～17時のうち3時間)	
	夜間(17時～21時のうち3時間)			夜間(17時～21時のうち3時間)	
	夜間照明施設(1時間につき)	350円		夜間照明施設(1時間につき)	350円
その他	1日につき(3.3平方メートル当たり)	110円	その他	1日につき(3.3平方メートル当たり)	110円
(4) 有料公園施設を利用する場合			(4) 有料公園施設を利用する場合		
公園施設の種類及び名称	単位	金額	公園施設の種類及び名称	単位	金額
千光寺公園多目的展示場	1か月につき	73,000円	千光寺公園多目的展示場	1か月につき	75,080円
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 千光寺公園グラウンドの占有使用は、3時間を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、全日(9時～21時)の使用を許可することができるものとし、この場合の使用料は、4,000円とする。			3 千光寺公園グラウンドの占有使用は、3時間を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、全日(9時～21時)の使用を許可することができるものとし、この場合の使用料は、4,110円とする。		
4 略			4 略		

議案第 52 号

尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例
の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例
の一部を改正する条例

尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例（平成 17
年条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1, 570円	2, 620円
1, 570円	2, 620円
3, 150円	5, 250円

」

を

「

1, 610円	2, 690円
1, 610円	2, 690円
3, 240円	5, 400円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、向島町立花自然活用村施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第52号 尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営
 条例の一部を改正する条例案について

尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新					
別表(第7条関係) 向島町立花自然活用村施設の使用料				別表(第7条関係) 向島町立花自然活用村施設の使用料					
	単位	半日当たり	1日当たり	備考		単位	半日当たり	1日当たり	備考
室名					室名				
和室		1,570円	2,620円	1室につき	和室		1,610円	2,690円	1室につき
会議室		1,570円	2,620円	"	会議室		1,610円	2,690円	"
伝習室		3,150円	5,250円	"	伝習室		3,240円	5,400円	"
備考 略				備考 略					

議案第 53 号

尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例（平成 17 年条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

別表中

小中学生	200円以内
高校生以上	400円以内
小学生未満	500円以内
小中学生	1,000円以内
高校生以上	2,000円以内
1室につき1時間当たり	2,000円以内
無料	
1室につき1時間当たり	2,000円以内
無料	
1泊につき	20,000円以内
1回につき	5,000円以内
1泊につき	16,000円以内

1回につき4,000円以内	
1泊につき10,000円以内	
1回につき3,000円以内	
1泊につき1,000円以内	
1回につき500円以内	
1泊につき6,000円以内	
1回につき3,000円以内	
1面1時間につき1,000円以内	
無料	
小学生未満	1回につき300円以内
小中学生	// 400円以内
高校生以上	// 500円以内
上記の片道利用料に1.5を乗じた額	
1時間当たり500円以内	
無料	
無料	
1時間当たり500円以内	
無料	
1時間当たり2,000円以内	

を

小中学生	210円以内
高校生以上	410円以内
小学生未満	510円以内
小中学生	1,030円以内
高校生以上	2,060円以内
1室につき1時間当たり2,060円以内	
無料	
1室につき1時間当たり2,060円以内	
無料	
1泊につき20,570円以内	
1回につき5,140円以内	
1泊につき16,460円以内	

1回につき4, 110円以内	
1泊につき10, 280円以内	
1回につき3, 090円以内	
1泊につき1, 030円以内	
1回につき510円以内	
1泊につき6, 170円以内	
1回につき3, 090円以内	
1面1時間につき1, 030円以内	
無料	
小学生未満	1回につき310円以内
小中学生	// 410円以内
高校生以上	// 510円以内
上記の片道利用料に1.5を乗じた額	
1時間当たり510円以内	
無料	
無料	
1時間当たり510円以内	
無料	
1時間当たり2, 060円以内	

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の承認に係る利用料について適用し、同日前に行う利用の承認に係る利用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、みつぎグリーンランドの利用料の額を改めるための条例改正である。

議案第53号 尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例の一部を
改正する条例案について

尾道市みつぎグリーンランド設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新				
別表(第16条関係) 各種施設及び貸出用具利用料				別表(第16条関係) 各種施設及び貸出用具利用料				
区分	利用の形態	利用料		区分	利用の形態	利用料		
緑化管理料	御調町いこいの森地区利用1人1日につき	小学生未滿	100円以内	緑化管理料	御調町いこいの森地区利用1人1日につき	小学生未滿	100円以内	
		小中学生	200円以内			小中学生	210円以内	
		高校生以上	400円以内			高校生以上	410円以内	
	御調町いこいの森地区利用1人1年間につき	小学生未滿	500円以内		御調町いこいの森地区利用1人1年間につき	御調町いこいの森地区利用1人1年間につき	小学生未滿	510円以内
		小中学生	1,000円以内				小中学生	1,030円以内
		高校生以上	2,000円以内				高校生以上	2,060円以内
管理棟	独占的な利用をする場合	1室につき1時間当たり2,000円以内		管理棟	独占的な利用をする場合	1室につき1時間当たり2,060円以内		
	上記以外の場合	無料			上記以外の場合	無料		
研修棟	独占的な利用をする場合	1室につき1時間当たり2,000円以内		研修棟	独占的な利用をする場合	1室につき1時間当たり2,060円以内		
	上記以外の場合	無料			上記以外の場合	無料		
宿泊棟(10人用)	宿泊	1泊につき20,000円以内		宿泊棟(10人用)	宿泊	1泊につき20,570円以内		
	休憩	1回につき5,000円以内			休憩	1回につき5,140円以内		
宿泊棟(8人用)	宿泊	1泊につき16,000円以内		宿泊棟(8人用)	宿泊	1泊につき16,460円以内		
	休憩	1回につき4,000円以内			休憩	1回につき4,110円以内		
宿泊棟(5人用)	宿泊	1泊につき10,000円以内		宿泊棟(5人用)	宿泊	1泊につき10,280円以内		
	休憩	1回につき3,000円以内			休憩	1回につき3,090円以内		
キャンプベース	宿泊	1泊につき1,000円以内		キャンプベース	宿泊	1泊につき1,030円以内		
	休憩	1回につき500円以内			休憩	1回につき510円以内		
オートキャンプベース	宿泊	1泊につき6,000円以内		オートキャンプベース	宿泊	1泊につき6,170円以内		
	休憩	1回につき3,000円以内			休憩	1回につき3,090円以内		
テニスコート		1面1時間につき1,000円以内		テニスコート		1面1時間につき1,030円以内		
クロックエーゴルフ		無料		クロックエーゴルフ		無料		

森林浴 鉄道	片道	小学生 未満	1回につき300 円以内
		小中学 生	// 400円以内
		高校生 以上	// 500円以内
		往復	上記の片道利用料に1.5 を乗じた額
芝生広 場	独占的な利用を する場合	1時間当たり500円以内	
		上記以外の場合	無料
交通公 園		無料	
アスレ チック コース	独占的な利用を する場合	1時間当たり500円以内	
		上記以外の場合	無料
ファイ ヤー場	独占的な利用を する場合	1時間当たり2,000円以 内	
		上記以外の場合	無料
その他 の施設 及び備 品		適正な原価を考慮して 別に定める額	

森林浴 鉄道	片道	小学生 未満	1回につき310 円以内
		小中学 生	// 410円以内
		高校生 以上	// 510円以内
		往復	上記の片道利用料に1.5 を乗じた額
芝生広 場	独占的な利用を する場合	1時間当たり510円以内	
		上記以外の場合	無料
交通公 園		無料	
アスレ チック コース	独占的な利用を する場合	1時間当たり510円以内	
		上記以外の場合	無料
ファイ ヤー場	独占的な利用を する場合	1時間当たり2,060円以 内	
		上記以外の場合	無料
その他 の施設 及び備 品		適正な原価を考慮して 別に定める額	

議案第54号

尾道市道の駅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市道の駅設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

尾道市道の駅設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

尾道市道の駅設置及び管理に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,340円」に、「3,000円」を「3,090円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、道の駅の利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第54号 尾道市道の駅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

尾道市道の駅設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
施設区分	施設名	利用の形態	利用料金	施設区分	施設名	利用の形態	利用料金
略	略	略	略	略	略	略	略
地域食材 展示試食 コーナー	レスト ラン	1平方メー トル当たり 1か月に つき	<u>1,300円</u> 以内	地域食材 展示試食 コーナー	レスト ラン	1平方メー トル当たり 1か月に つき	<u>1,340円</u> 以内
特産品展 示販売コ ーナー	特産売 店	1平方メー トル当たり 1か月に つき	<u>1,300円</u> 以内	特産品展 示販売コ ーナー	特産売 店	1平方メー トル当たり 1か月に つき	<u>1,340円</u> 以内
屋外販売		1平方メー トル当たり 1か月に つき	100円以 内	屋外販売		1平方メー トル当たり 1か月に つき	100円以 内
バス利用 者専用駐 車場		1台当たり1 か月に つき	<u>3,000円</u> 以内	バス利用 者専用駐 車場		1台当たり1 か月に つき	<u>3,090円</u> 以内
備考 略				備考 略			

議案第55号

尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例（平成21年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「5,040円」を「5,180円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、千光寺公園南斜面専用駐車場の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第55号 尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例
の一部を改正する条例案について

尾道市営千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用料)</p> <p>第7条 駐車場の使用料は、1つの駐車区分につき 月額<u>5,040円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 駐車場の使用料は、1つの駐車区分につき 月額<u>5,180円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>

議案第56号

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「1,500円」を「2,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

長江口観光バス駐車場の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第56号 尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を
改正する条例案について

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
(使用時間及び使用料) 第5条 駐車場の使用区分、使用時間及び使用料は、次の表のとおりとする。				(使用時間及び使用料) 第5条 駐車場の使用区分、使用時間及び使用料は、次の表のとおりとする。			
区分	時間	使用料	備考	区分	時間	使用料	備考
観光バス (乗車定員が29人を超えるもの)	午前8時30分から午後5時まで	1台1回につき 30分まで無料 30分を超える場合 <u>1,500円</u>		観光バス (乗車定員が29人を超えるもの)	午前8時30分から午後5時まで	1台1回につき 30分まで無料 30分を超える場合 <u>2,000円</u>	
	午後5時から翌日午前8時30分まで	1台1回につき <u>1,500円</u>	この間の途中での入車、出車は原則として認められない。		午後5時から翌日午前8時30分まで	1台1回につき <u>2,000円</u>	この間の途中での入車、出車は原則として認められない。
観光バス (乗車定員が29人以下のもの)	午前8時30分から午後5時まで	1台1回につき 30分まで無料 30分を超える場合 <u>1,000円</u>		観光バス (乗車定員が29人以下のもの)	午前8時30分から午後5時まで	1台1回につき 30分まで無料 30分を超える場合 <u>1,500円</u>	
	午後5時から翌日午前8時30分まで	1台1回につき <u>1,000円</u>	この間の途中での入車、出車は原則として認められない。		午後5時から翌日午前8時30分まで	1台1回につき <u>1,500円</u>	この間の途中での入車、出車は原則として認められない。
2 略				2 略			

議案第57号

尾道ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道ふれあいの里設置及び管理条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

3,500円以内
2,000円以内
1,500円以内
1,000円以内
3,000円以内
1,000円以内
900円以内
600円以内
500円以内
800円以内

」

「

3,600円以内
2,060円以内
1,540円以内
1,030円以内
3,090円以内
1,030円以内
930円以内
620円以内
510円以内
820円以内

」

を

に改め、同表

体育館の項中「500円」を「600円」に改め、同表テニスコートの部専用使用の場合（3面）の款を削り、同表多目的グラウンドの部中「1,000円」を「1,030円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表野外施設の部キャンプ場（宿泊）の項中「1,000円」を「1,030円」に改め、同部キャンプ場（一時利用）の項中「500円」を「510円」に改め、同表の備考第1項を次のように改める。

- 1 浴場棟（入浴料）、テニスコート及び多目的グラウンドを除く各施設の利用料金の額は、次の各号に掲げる者については、この表に定める利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 65歳以上の者 7割
 - (2) 高齢者福祉の充実を目的とする市内の団体 7割
 - (3) 市内に住所を有する18歳以下の者 5割
 - (4) 青少年の健全育成を目的とする市内の団体 5割
 - (5) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示した者 7割
 - (6) 身体障害者手帳又は療育手帳のいずれかを提示した者1名につきその介護者（1名に限る。） 7割

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表体育館の項に係る部分、同表テニスコートの部専用使用の場合（3面）の款に係る部分及び同表の備考第1項に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定（同表体育館の項に係る部分、同表テニスコートの部専用使用の場合（3面）の款に係る部分及び同表の備考第1項に係る部分を除く。）は、平成26年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 改正後の別表第2の規定（同表体育館の項に係る部分及び同表の備考第1項に係る部分に限る。）は、平成26年10月1日以後に利用の許可を行う平成27年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道ふれあいの里の施設利用料金の額を改めるため、並びに平成16年度に広島県から同施設の譲渡を受けた際の指定用途に供すべき期間である10年間を経過することに伴い、当該指定用途に係る利用料金の一部を見直すための条例改正である。

議案第57号 尾道ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道ふれあいの里設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第2(第14条関係)				別表第2(第14条関係)			
施設名	利用区分		利用料金	施設名	利用区分		利用料金
宿泊棟 (一時利用)	1人1泊につき		3,500円以内	宿泊棟 (一時利用)	1人1泊につき		3,600円以内
	1室1時間までごとに	和室10畳	2,000円以内		1室1時間までごとに	和室10畳	2,060円以内
		和室8畳	1,500円以内			和室8畳	1,540円以内
		和室6畳	1,000円以内			和室6畳	1,030円以内
その他宿泊室			その他宿泊室				
管理・研修棟(会議室等)	1室1時間までごとに	視聴覚室	3,000円以内	管理・研修棟(会議室等)	1室1時間までごとに	視聴覚室	3,090円以内
		研修室	1,000円以内			研修室	1,030円以内
		和室21畳				和室21畳	
		和室18畳	900円以内			和室18畳	930円以内
和室8畳		600円以内	和室8畳		620円以内		
浴場棟	1人1回につき(入浴料)	12歳以下の者	500円以内	浴場棟	1人1回につき(入浴料)	12歳以下の者	510円以内
		その他の者	800円以内			その他の者	820円以内
体育館	1回1時間までごとに		500円以内	体育館	1回1時間までごとに		600円以内
テニスコート	1面当たり 専用使用の場合(3面)	1時間	600円以内	1面当たり	1時間	600円以内	
		8:00~12:00	3,600円以内			8:00~12:00	3,600円以内
		13:00~18:00	4,500円以内			13:00~18:00	9,000円以内
		19:00~22:00	3,300円以内			19:00~22:00	3,300円以内
		夜間照明施設	1時間			600円以内	夜間照明施設
	1面当たり			1面当たり			
多目的グラウンド		8:00~12:00	1,000円以内	多目的グラウンド		8:00~12:00	1,030円以内
		13:00~17:00				13:00~17:00	
		8:00~17:00	2,000円以内			8:00~17:00	2,060円以内
野外施設	キャンプ場(宿泊)	1人1泊につき	1,000円以内	野外施設	キャンプ場(宿泊)	1人1泊につき	1,030円以内
	キャンプ場(一時利用)	1人1回につき	500円以内		キャンプ場(一時利用)	1人1回につき	510円以内
略			略	略			略

備考

1 浴場棟(入浴料)、テニスコート及び多目的グラウンドを除く利用料金については、60歳以上の者又は高齢者福祉の充実を目的とする団体が利用する場合は、上記金額に0.7を乗じて得た額とし、18歳以下の者又は青少年の健全育成を目的とする団体が利用する場合は、上記金額に0.5を乗じて得た額とする。

2~4 略

備考

1 浴場棟(入浴料)、テニスコート及び多目的グラウンドを除く各施設の利用料金の額は、次の各号に掲げる者については、この表に定める利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 65歳以上の者 7割
- (2) 高齢者福祉の充実を目的とする市内の団体 7割
- (3) 市内に住所を有する18歳以下の者 5割
- (4) 青少年の健全育成を目的とする市内の団体 5割
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示した者 7割
- (6) 身体障害者手帳又は療育手帳のいずれかを提示した者1名につきその介護者(1名に限る。) 7割

2~4 略

議案第58号

尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例（平成18年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表芝生広場の項中「5,250円」を「5,400円」に、「10,500円」を「10,800円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島フラワーセンターの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第58号 尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第5条、第8条関係) 尾道市因島フラワーセンター施設使用料				別表(第5条、第8条関係) 尾道市因島フラワーセンター施設使用料			
区分	半日当たり	1日当たり	夜間	区分	半日当たり	1日当たり	夜間
芝生広場	<u>5,250円</u>	<u>10,500円</u>	<u>10,500円</u>	芝生広場	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>	<u>10,800円</u>
備考 略				備考 略			

議案第59号

因島水軍城設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

因島水軍城設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

因島水軍城設置及び管理条例の一部を改正する条例

因島水軍城設置及び管理条例(平成17年条例第249号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,000円」を「2,060円」に、「4,000円」を「4,110円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島水軍城の二の丸利用料の額を改めるための条例改正である。

議案第59号 因島水軍城設置及び管理条例の一部を改正する条例
案について

因島水軍城設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第2(第13条関係) 因島水軍城二の丸利用料		別表第2(第13条関係) 因島水軍城二の丸利用料	
4時間以内	4時間を超え8時間以内	4時間以内	4時間を超え8時間以内
<u>2,000円以内</u>	<u>4,000円以内</u>	<u>2,060円以内</u>	<u>4,110円以内</u>

議案第60号

尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例の一部を改正する
条例

尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例(平成17年条例第213号)
の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,000円	500円
4,000円	1,000円
6,000円	1,500円
10,000円	1,500円
20,000円	3,000円
30,000円	4,500円

」

を

「

2,050円	510円
--------	------

4, 110円	1, 020円
6, 170円	1, 540円
10, 280円	1, 540円
20, 570円	3, 080円
30, 850円	4, 620円

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島野外ステージの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第60号 尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市因島野外ステージ設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
使用区分	単位	使用料	電気使用料	使用区分	単位	使用料	電気使用料
入場料を徴収しないとき。	4時間以内	<u>2,000円</u>	<u>500円</u>	入場料を徴収しないとき。	4時間以内	<u>2,050円</u>	<u>510円</u>
	4時間を超え8時間以内	<u>4,000円</u>	<u>1,000円</u>		4時間を超え8時間以内	<u>4,110円</u>	<u>1,020円</u>
	8時間を超え12時間以内	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>			8時間を超え12時間以内	<u>6,170円</u>
入場料を徴収するとき。	4時間以内	<u>10,000円</u>	<u>1,500円</u>	入場料を徴収するとき。	4時間以内	<u>10,280円</u>	<u>1,540円</u>
	4時間を超え8時間以内	<u>20,000円</u>	<u>3,000円</u>		4時間を超え8時間以内	<u>20,570円</u>	<u>3,080円</u>
	8時間を超え12時間以内	<u>30,000円</u>	<u>4,500円</u>			8時間を超え12時間以内	<u>30,850円</u>